

<b>タイトル</b>	平成 31 年度 推薦入試 教育学部（障害児教育専攻） 小論文 および 面接
<b>評価の ポイント</b>	<p><b>(小論文)</b></p> <p>特定の教科に限られない幅広い理解力・判断力・問題解決能力・表現力等の評価するために小論文試験を実施している。</p> <p>評価に当たっては、次の三点を特に重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題のテーマをよく理解したか。</li> <li>・ 問題のテーマに関連した基礎的な知識を持っているか。</li> <li>・ 記述に当たっての論理的な運びが正しく、論旨が明快であるか。</li> </ul> <p><b>問題 1</b></p> <p>学校が「安全基地」となりうるための機能について、また、学校を「安全基地」として機能させる際の本人への配慮のあり方について、本文を踏まえ、かつ、具体的、論理性がある形で自分の考えを述べられているかどうかを評価する。具体的には、以下のポイントを抑えられているかどうかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いざというときに頼ることができ、守ってもらえる場所であり、安心の拠り所、心の支えとすることができる「安全基地」の存在について、学校場面を想定して具体的に述べること。</li> <li>・ 本人への配慮のあり方としては、本人の必要や求めに応えるという主体性が尊重されること、本人の安全感の保障(学校で傷つけられないことがない)を前提として、共感性、応答性、安定性、「何でも話せる」関係性などの配慮に言及できること。</li> </ul> <p>出典：岡田尊司（2011）『愛着障害 子ども時代を引きずる人々』光文社新書（出題にあたり一部改変）</p> <p><b>問題 2</b></p> <p>問 1：「こういう問題」の指示対象が、障害者の生きる権利と女性の産むことに対する自己決定の権利の二律背反であることを掴んだ上で、背反しうる一方の側が存在する以前に決定がなされるがために、そもそも「二律背反」が成立しているのかどうかから問われなければならないということが理解できているかどうかを評価する。</p> <p>問 2：出生前診断をめぐる諸問題についての的確に論点を整理しつつ論理的に自分の考えを述べているかどうかを評価する。具体的には、筆者が提示する (1)存在しないものの「決定権が親にある」といえるか、(2)出生前診断による選択的中絶と人工妊娠中絶一般と「同様である」とみなしてよいか、(3)選択的中絶は「生まれる側の事情を踏まえてなされるのだから、より人道的な措置」といえるのかといった論点に自分なりの見解を示せるかどうかを評価する。</p> <p>出典：立岩真也（1997）『私的所有論』勁草書房（出題にあたり一部改変）</p>

**(面接)**

将来、教員になるにあたっての資質を現段階において備えているかを判断するために面接試験を実施している。面接者の質問に適切に対応できているか、障害児教育専攻に対する志望動機が明確か、基本的なコミュニケーションスキルや協調性を備えているか等から評価している。